

平成24年12月28日付け新潟県規則第48号（新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則）

3 ページから 4 ページまでの

「	16	<u>1, 2-ジクロロエチレン</u>	シス体にあつては1リットルにつき0.004ミリグラム、トランス体にあつては1リットルにつき0.004ミリグラム	16	<u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u>	1リットルにつき0.004ミリグラム	」

は、

「	16	<u>1, 2-ジクロロエチレン</u>	シス体にあつては1リットルにつき0.004ミリグラム、トランス体にあつては1リットルにつき0.004ミリグラム	16	<u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u>	1リットルにつき0.004ミリグラム	」

の誤り。